

(照会代表窓口)

社会保険業務センター

企画調整課 佐野、櫻本

電話直通 3595-2679(9月19日(火))

電話直通 5344-1109(9月20日(水)以降)

平成18年9月19日

社会保険庁

年金の給付誤りについて

社会保険業務センターにおける年金給付サーベイランスシステムの検証により、以下の4事案について年金の給付誤りが生じていることが判明した。

<事案1> 老齢基礎年金の振替加算にかかる給付誤り

① 概要

老齢基礎年金の振替加算にかかる支給誤りを防止するため、厚生年金保険の被保険者期間が、退職による被保険者期間の追加に伴い240月以上(老齢満了)となった場合は、「振替加算不該当」の表示を設定することにより、65歳以後振替加算を行わないこととしている。しかしながら、その退職が届出誤り等の理由により、取消または訂正され老齢未満了となった場合、不該当の表示も取消することが必要であるが、これを行わず表示を設定したままであったため、振替加算が未払いとなっていることが、年金給付サーベイランスシステムの検証により判明した。(別紙1参照)

② 原因

年金給付システムのプログラムに一部不具合があったことによる。

③ 対象者等

11件(未払い総額 約338万円)

④ 対応

対象者の方には、個別にお詫びの手紙及び正しい通知書を送付するとともに、速やかに未払い分を支払う。

なお、プログラム修正については、早急に対応する予定。

<事案2> 老齢厚生年金の繰下げ請求にかかる給付誤り

① 概要

厚生年金保険においては、年金額の基礎となる被保険者期間が240月以上である場合には、坑内員又は船員であった期間とそれ以外の期間を分けて計算し、それぞれの平均標準報酬月額算出にあたっては、昭和32年10月以降の被保険者期間が3年以上ある場合には昭和32年10月以

降の標準報酬のみで算出し、年金額を計算することとされている。しかしながら、老齢厚生年金の繰下げ請求を行い、65歳までの被保険者期間で初めて240月を超える方が、昭和32年10月以降の被保険者期間が3年未満の場合は、昭和32年10月前の標準報酬も含めて平均標準報酬月額を算出する必要があるが、これを含めないで算出していたため、未払い又は過払いが生じていることが年金給付サーベイランスシステムの検証により判明した。(別紙2参照)

② 原因

年金給付システムのプログラムに一部不具合があったことによる。

③ 対象者等

| | | |
|----|--------|----------------|
| 3件 | 未払い 1件 | 金額 約8千円 |
| | 過払い 2件 | 金額 約3万3千円、約5千円 |

④ 対応

対象者の方には、個別にお詫びの手紙及び正しい通知書を送付するとともに、未払いの方については、速やかに支払い、過払いの方については、返済方法の相談を行う。

なお、プログラム修正については、早急に対応する予定。

<事案3> 日独通算協定に基づく老齢年金の給付誤り

① 概要

日独通算協定に基づく旧法厚生年金の老齢年金は、国内での被保険者期間とドイツでの被保険者期間を通算して240月以上ある場合に、合計した期間で計算した年金額に国内での被保険者期間に応じた期間比率を乗じることとされているが、誤って満額で支払っていたため、過払いが生じていることが、8月初旬の内部調査により判明した。

② 原因

期間比率を乗じる支払額の算出については、手作業で行うこととされていたが、事務処理要領にその旨の記載がなく、機械で算出するものと誤認識していたことによる。

③ 対象者等

1件(過払い額 約89万円)

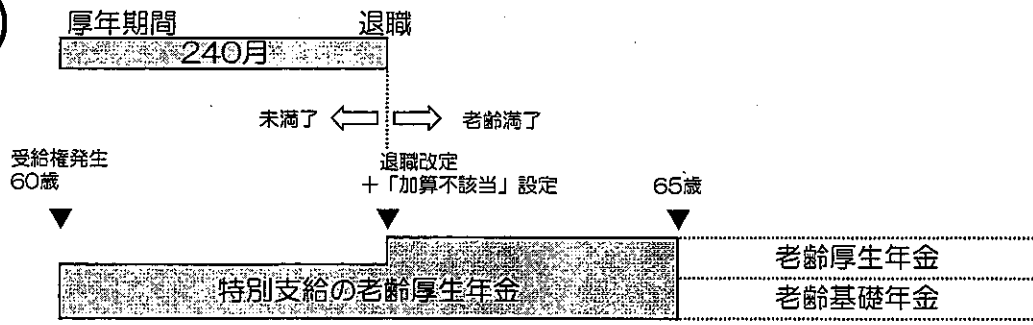
④ 対応

対象者の方には、お詫びの手紙及び正しい通知書を送付するとともに、過払い分の返済方法について相談を行っている。

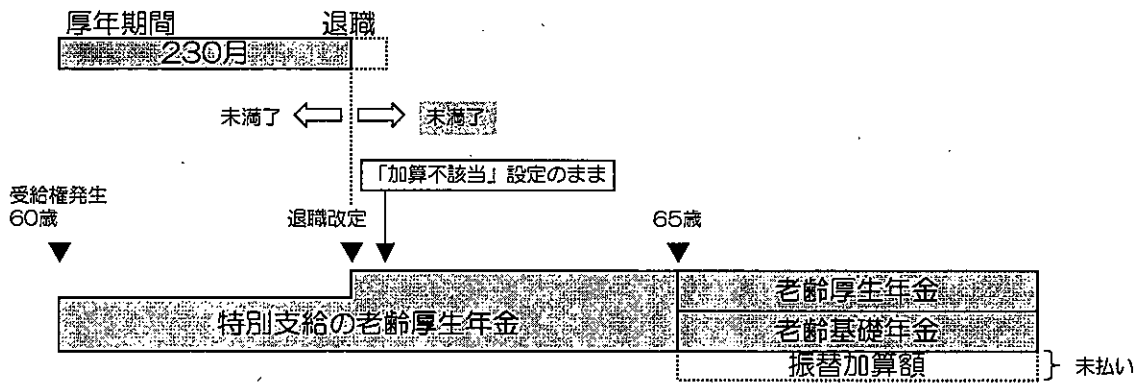
⑤ 再発防止策

事務処理要領の整備とそれに基づいた業務処理の徹底を行う。

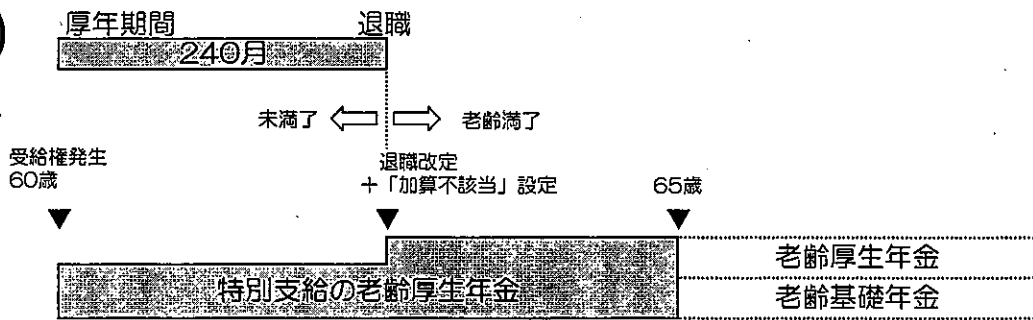
誤



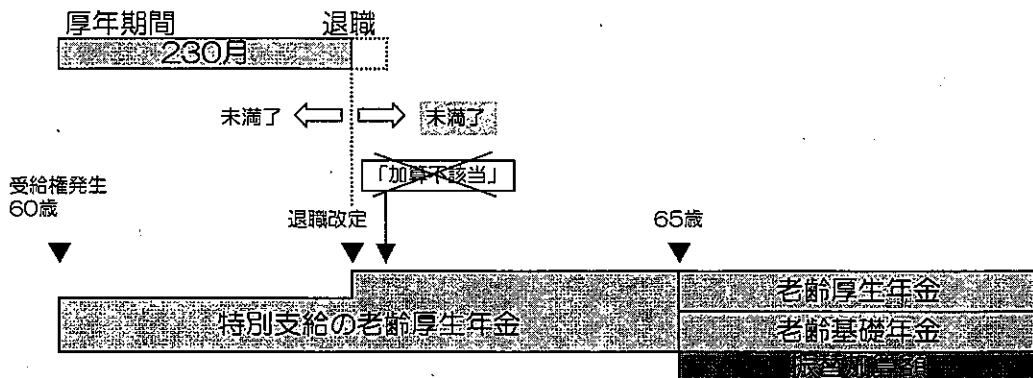
退職日の変更等 (取消・再入力)



正



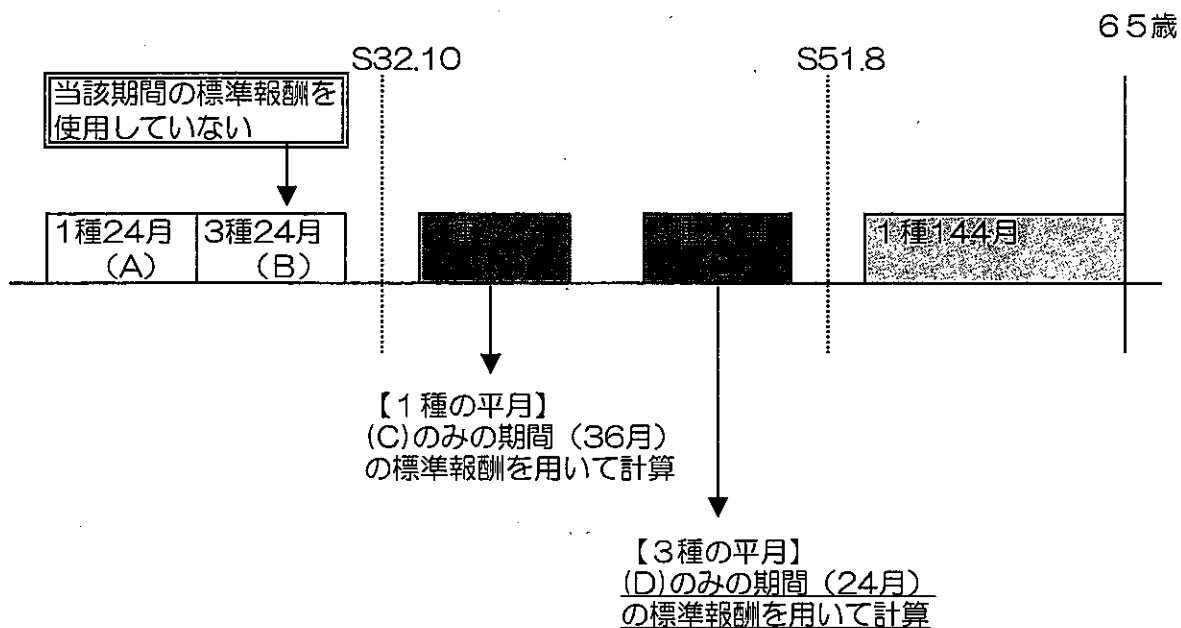
退職日の変更等 (取消・再入力)



繰下げ加算額の計算の基礎となる被保険者期間について

- 1種：坑内員、船員以外の期間
- 3種：坑内員、船員の期間

誤



正

